

## 「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書」 において修正すべき内容

### 1. 委員会からの指摘事項

前回の概要説明を踏まえ、委員会として特段の追記・修正を要するものについて指摘し、評価書を修正することを承認の条件とする。

#### ◆ 再委託に関する取扱いの厳格化

##### 【修正理由】

番号通知書類の印刷及び受付並びに個人番号カードの発行・送付に係る事務並びにコールセンター事務は委託することとしているが、委託については、委託を受けた者に対し、必要かつ十分な監督義務を果たし、特定個人情報の漏えい等の発生のリスクを防止する必要があるとともに、概要説明の際、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）より原則として再委託は行わないとの発言があったこと及び再委託をする場合は J-LIS がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行う必要があることを踏まえ、下記記載内容（赤字）等を追記することが適当。

##### 【修正箇所】

（P24）Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

（P46）Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

##### 【修正内容】

- ① 24ページ及び25ページの再委託の許諾方法に「**原則として再委託は行わないこととする**」旨を追記すること。
- ② 46ページの再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保に「**原則として再委託は行わないこととする**」旨を追記すること。
- ③ 46ページの特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置に「**機構は、委託を受けた者に対して、機構自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うこととする。また、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、機構がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行うこととする。**」の文章を追記すること。

### 2. 事務の実態等を反映した修正（J-LISによる自発的な修正）

前回の概要説明から、事実誤認や表記ゆれ等により評価書の内容を J-LIS が自発的に確認し、修正の申出があったものについて認めることとする。

#### ◆ 「個人番号」と「個人番号とすべき番号」の記載の使い分け

##### 【修正理由】

法令上、「個人番号」は、市町村が住民に付番するまで「個人番号とすべき番号」という扱いになってい

るため、下記記載内容(赤字)に修正。

【修正箇所】

- ① (P6) I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①
- ② (P12) II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤、⑥、⑧
- ③ (P13) II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 ⑦
- ④ (P14) II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②
- ⑤ (P31) III リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1
- ⑥ (P33) III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2

【修正内容】

(修正前)

- ① 個人番号とすべき新旧の番号
- ②～⑥ 個人番号

(修正後)

- ① 新しい個人番号とすべき番号、従前の個人番号
- ②～⑥ 個人番号とすべき番号

◆ 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲

【修正理由】

特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲には、死者は含まれないため、下記記載内容(赤字)に修正。

【修正箇所】

- (P11) II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲

【修正内容】

(修正前)

住民(いずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)

※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む

(修正後)

住民(いずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)

※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む

◆ 連携するデータの暗号化機能

【修正理由】

個人番号カード用管理ファイルにおける特定個人情報の提供・移転に際し、不適切な方法で提供・移転

が行われるリスクに対する措置に連携するデータが暗号化される機能を有する専用線を用いるとあるが、連携するデータの暗号化は、回線ではなくシステム側の機能により実現されるところと考えられるため下記記載内容(赤字)に修正。

【修正箇所】

(P47) Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2

【修正内容】

(修正前)

連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携するデータが暗号化される機能を有する専用線を用いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。

(修正後)

連携手段として通信の記録が逐一保存される専用線を用いること、連携するデータが暗号化される機能をシステムに実装することにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。

◆ その他、表現の適正化・明確化

【修正理由】

事実誤認や表記ゆれ等

【修正箇所】

別添参照



## 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書において修正すべき内容(その他、表現の適正化・明確化)

項番	該当ページ	項目	修正前の記載	修正後の記載	修正理由	備考
1	全体	-	-	箇条書き、括弧内文章等における句点の用法を統一。	評価書の記載全体を通して平仄を整えるため。	
2	全体	-	「 <u>元</u> に」、「 <u>もと</u> に」	「 <u>元</u> に」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P4(1箇所) ・P23(1箇所)
3	全体	-	「情報照会者・情報提供者」、「情報照会者 △情報提供者」、「情報照会者、情報提供者」	「情報照会者・情報提供者」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P7(3箇所) ・P9(4箇所) ・P19(1箇所) ※図を含む。
4	全体	-	「交付申請書(記入済)」、「交付申請書(記載済み)」、「交付申請書(記載済)」	「交付申請書(記入済)」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P23(1箇所) ・P42(1箇所)
5	全体	-	「 <u>問合せ</u> 」、「 <u>問い合わせ</u> 」(名詞)	「 <u>問合せ</u> 」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P14(1箇所) ・P51(2箇所)
6	全体	-	「 <u>一度</u> 」、「 <u>1度</u> 」、「 <u>1回</u> 」	「 <u>一度</u> 」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P19(1箇所) ・P29(2箇所) ・P34(1箇所) ・P36(2箇所) ・P44(2箇所) ・P45(2箇所) ・P50(1箇所) ・P52(1箇所)
7	全体	-	「 <u>手続</u> 」「 <u>手続き</u> 」	「 <u>手続</u> 」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P24(1箇所) ・P25(1箇所) ・P31(1箇所) ・P38(1箇所) ・P42(1箇所) ・P45(1箇所) ・P46(1箇所)
8	全体	-	「 <u>受け渡し</u> 」(名詞)	「 <u>受渡し</u> 」に統一。	評価書の記載全体を通して平仄を整えるため。	・P28(3箇所) ・P38(3箇所) ・P47(3箇所)
9	全体	-	「本人確認情報の管理について定めた <u>規程</u> 」、「本人確認情報の管理について定めた <u>規定</u> 」	「本人確認情報の管理について定めた <u>規程</u> 」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P29(2箇所) ・P36(2箇所) ・P44(2箇所)
10	全体	-	「 <u>〇〇ごと</u> に」、「 <u>〇〇毎</u> に」	「 <u>〇〇ごと</u> に」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P29(1箇所) ・P36(1箇所) ・P44(1箇所)

住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書において修正すべき内容(その他、表現の適正化・明確化)

項番	該当ページ	項目	修正前の記載	修正後の記載	修正理由	備考
11	全体	-	「 <u>ユーザ</u> 」、「 <u>ユーザー</u> 」	「 <u>ユーザ</u> 」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P29(1箇所) ・P36(2箇所)
12	全体	-	「相手 <u>先</u> 」、「相手 <u>方</u> 」	「相手 <u>先</u> 」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P31(1箇所) ・P38(3箇所) ・P47(2箇所)
13	全体	-	「ウ <u>イ</u> ルス」、「ウ <u>ィ</u> ルス」	「ウ <u>ィ</u> ルス」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P33(1箇所) ・P40(1箇所) ・P49(1箇所)
14	全体	-	「 <u>又</u> は」、「 <u>また</u> は」	「 <u>又</u> は」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P29(1箇所) ・P36(1箇所) ・P44(1箇所)
15	全体	-	「 <u>組合</u> せ」、「 <u>組み合</u> わせ」(名詞)	「 <u>組合</u> せ」に統一。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	・P42(1箇所)
16	1	特記事項	外部との接続に <u>あ</u> たっては、専用回線を利用、…等の厳格な不正アクセス対策を講じている。	外部との接続に <u>当</u> たっては、専用回線の利用、…等の厳格な不正アクセス対策を講じている。	評価書の記載全体を通して平仄を整えるため。	
17	3	I-1-②事務の内容	「2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」、 <u>及</u> び「3. 個人番号カードに係る事務」	「2. 本人確認情報の提供及び保存等に係る事務」 <u>及び</u> 「3. 個人番号カードに係る事務」	表記の揺れを解消するため。	
18	3	I-1-②事務の内容	個人番号は市町村長が指定することとされている(番号法第7条第1項)が、	個人番号は市町村長が指定することとされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。))第7条第1項)が、	本文中に、省略対象の語句が初めて出現する箇所に読み替えを記載するため。	「I-5. 個人番号の利用」で記載している読み替えは削除する。
19	3	I-1-②事務の内容	<u>住基法</u> 第30条の4第1項に基づく	<u>住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)(以下「住基法」という。))</u> 第30条の4第1項に基づく	本文中に、省略対象の語句が初めて出現する箇所に読み替えを記載するため。	「I-5. 個人番号の利用」で記載している読み替えは削除する。
20	5	I-2システム3②システムの機能	利用者から提出された交付申請書に基づき個人番号カード発行情報を作成し、 <u>カード発行システム</u> に連携する。	利用者から提出された交付申請書に基づき個人番号カード発行情報を作成し、 <u>個人番号カード発行システム</u> に連携する。	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	
21	6	I-4-①事務実施上の必要性	機構では、以下の3ファイルを下記に記載の <u>通り</u> の目的遂行のため取り扱う。	機構では、以下の3ファイルを下記に記載の <u>とおり</u> の目的遂行のため取り扱う。	評価書の記載全体を通して平仄を整えるため。	

住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書において修正すべき内容(その他、表現の適正化・明確化)

項番	該当ページ	項目	修正前の記載	修正後の記載	修正理由	備考
22	6	I-4-① 事務実施上の必要性	②個人番号が変更される際に、新しい個人番号とすべき番号を市町村長に通知するとともに、 <b>個人番号とすべき新旧の番号</b> 及び住民票コードとの <b>紐づけ</b> を管理する	②個人番号が変更される際に、新しい個人番号とすべき番号を市町村長に通知するとともに、 <b>新しい個人番号とすべき番号、従前の個人番号</b> 及び住民票コードとの <b>紐づけ</b> を管理する	・「個人番号」と「個人番号とすべき番号」の記載を使い分けるため。 ・評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	
23	6	I-4-① 事務実施上の必要性	③住民票コードが変更される際に <b>個人番号とすべき番号</b> と住民票コードとの <b>紐づけ</b> を管理する	③住民票コードが変更される際に <b>個人番号</b> と住民票コードとの <b>紐づけ</b> を管理する	・「個人番号」と「個人番号とすべき番号」の記載を使い分けるため。 ・評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	
24	6	I-4-② 実現が期待されるメリット	住民票の写し等に <b>かえて</b> 本人確認情報	住民票の写し等に <b>代えて</b> 本人確認情報	表記の揺れを解消するため。	
25	7	(別添1) 事務の内容	【前提】番号制度における機構の役割(概要)	【前提】番号制度 <b>全体</b> における機構の役割(概要)	備考欄の文章の表現に合わせるため。	
26	8	(別添1) 事務の内容	(1) 個人番号の生成・通知に係る <b>業務</b>	(1) 個人番号の生成・通知に係る <b>事務</b>	「I-1-②事務の内容」に記載した事務名称に合わせるため。	
27	9	(別添1) 事務の内容	(2) 本人確認情報の提供及び保存等に係る <b>業務</b>	(2) 本人確認情報の提供及び保存等に係る <b>事務</b>	「I-1-②事務の内容」に記載した事務名称に合わせるため。	
28	9	(別添1) 事務の内容	<b>基本</b> 4情報	4情報	評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。	※図を含む3箇所が該当。
29	9	(別添1) 事務の内容	1-① 住民より、住民異動に関する届出を受け付ける。	1-① <b>市町村長において</b> 、住民より、住民異動に関する届出を受け付ける。	主体を明らかにするため。	※当備考欄の説明文では、主語を省略する場合、機構を主体として記載している。
30	9	(別添1) 事務の内容	1-② 異動情報を既存住基システムに登録する。	1-② <b>市町村長において</b> 、異動情報を既存住基システムに登録する( <b>更新を含む</b> )。	・主体を明らかにするため。 ・図の説明と整合させるため。	※当備考欄の説明文では、主語を省略する場合、機構を主体として記載している。
31	9	(別添1) 事務の内容	1-③ 既存住基システムより、市町村CSを経由して、都道府県サーバに対し本人確認情報の変更情報を通知する。	1-③ <b>市町村長において</b> 、既存住基システムより、市町村CSを経由して、都道府県サーバに対し本人確認情報の変更情報を通知する。	主体を明らかにするため。	※当備考欄の説明文では、主語を省略する場合、機構を主体として記載している。
32	9	(別添1) 事務の内容	1-⑤ 都道府県サーバより <b>受領した本人確認情報</b> を元に、	1-⑤ 都道府県サーバより <b>受信したデータ</b> を元に、	他の記載と表現を合わせるため。	
33	9	(別添1) 事務の内容	機構保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。	「 <b>機構保存本人確認情報ファイル</b> 」の整合性確認を行う。	他の記載と表現を合わせるため。	

住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書において修正すべき内容(その他、表現の適正化・明確化)

項番	該当ページ	項目	修正前の記載	修正後の記載	修正理由	備考
34	10	(別添1)事務の内容	(3) 個人番号カードに係る <b>業務</b>	(3) 個人番号カードに係る <b>事務</b>	「I-1-②事務の内容」に記載した事務名称に合わせるため。	
35	10	(別添1)事務の内容	「カード発行管理 <b>業務</b> 」(図中)	「カード発行管理 <b>事務</b> 」	他の記載と表現を合わせるため。	
36	10	(別添1)事務の内容	送付先住所地市町村長に対し送付する。	送付先住所地の <b>市町村長</b> に対し送付する。	分かりやすくなるよう、表現を見直したため。	
37	10	(別添1)事務の内容	1-⑫ 個人番号カードを住民に交付する。	1-⑫ <b>市町村長において</b> 、個人番号カードを住民に交付する。	主体を明らかにするため。	※当備考欄の説明文では、主語を省略する場合、機構を主体として記載している。
38	11	II(1)-2-④その妥当性	<b>合わせて</b> 記録する。	<b>併せて</b> 記録する <b>必要がある</b> 。	・評価書の記載全体を通して表記の揺れを解消するため。 ・他の記載と表現を合わせるため。	
39	12	II(1)-3-④入手に係る妥当性	保有する必要がある <b>ため</b> 。	保有する必要がある。	他の記載と表現を合わせるため。	
40	15	II(2)-2-④その妥当性	記録する必要がある <b>ため</b> 。	記録する必要がある。	他の記載と表現を合わせるため。	
41	16	II(2)-3-⑤本人への明示	機構が都道府県知事より当該 <b>都道府県の区域内の住民の本人確認情報</b> を入手することについて、住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)に明示されている。	機構が都道府県知事より当該 <b>都道府県区域内における住民の本人確認情報</b> を入手することについて、住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)に明示されている。	分かりやすくなるよう、表現を見直したため。	
42	17	II(2)-3-⑧使用方法	当該住民の本人確認情報を機構保存本人確認情報から抽出し、	当該住民の本人確認情報を機構保存本人確認情報 <b>ファイル</b> から抽出し、	他の記載と表現を合わせるため。	
43	17	II(2)-3-⑧情報の統計分析	本人確認情報の件数が整合すること確認するため	本人確認情報の件数が整合すること <b>を</b> 確認するため	記載誤りのため。	
44	19	II(2)-5-⑦時期・頻度	<b>1ヶ月</b> に	<b>1か</b> 月に	評価書の記載全体を通して平仄を整えるため。	
45	20	II(2)-5-提供先③②提供先における用途	追加又は削除の <b>申し出</b> を行う。	追加又は削除の <b>申出</b> を行う。	評価書の記載全体を通して平仄を整えるため。	
46	22	II(3)-2-③その必要性	送付する必要がある。	送付する必要がある <b>ため</b> 。	他の記載と表現を合わせるため。	
47	22	II(3)-2-③その必要性	発行する必要がある。	発行する必要がある <b>ため</b> 。	他の記載と表現を合わせるため。	



住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書において修正すべき内容(その他、表現の適正化・明確化)

項番	該当ページ	項目	修正前の記載	修正後の記載	修正理由	備考
48	23	Ⅱ(3)-3-④ 入手に係る妥当性	①送付先情報(市町村より入手)	・送付先情報(市町村より入手)	他の記載と表現を合わせるため。	
49	23	Ⅱ(3)-3-④ 入手に係る妥当性	②交付申請書(申請者本人より入手)	・交付申請書(申請者本人より入手)	他の記載と表現を合わせるため。	
50	28	Ⅲ(1)-2-リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号とすべき番号の生成時を求められた場合	個人番号とすべき番号の生成を求められた場合	記載誤りのため。	
51	33	Ⅲ(1)-7-リスク2 リスクに対する措置の内容	個人番号の二重発行を防止する(新規に個人番号を生成する際に、発行済みの個人番号ではないことをシステム上でチェックする)	過去に生成した番号と重複した番号の生成を防止する(新規に個人番号とすべき番号を生成する際に、生成済みの番号ではないことをシステム上でチェックする。)	・「個人番号」と「個人番号とすべき番号」の記載を使い分けるため。 ・評価書の記載全体を通して平仄を整えるため。	
52	34	Ⅲ(2)-2-リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	市町村CSからの本人確認情報更新要求に伴い本人確認情報を更新するため、	市町村CSから都道府県サーバを経由してなされた本人確認情報の更新通知により本人確認情報を更新するため、	他の記載と表現を合わせるため。	
53	35	Ⅲ(2)-3-リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	なお、個人番号カード管理システムと①、②のシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。	なお、住基全国サーバと①、②のシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより制限する。	記載誤りのため。	
54	35	Ⅲ(2)-3-リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	(2)他のシステム⇒住基全国サーバへのアクセス ①個人番号システム	(2)他のシステム⇒住基全国サーバへのアクセス ①個人番号生成システム	記載誤りのため。	
55	38	Ⅲ(2)-5-リスク1 具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、個人番号の提供記録	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、当該情報の提供記録	記載誤りのため。	
56	41	Ⅲ(2)-7-リスク2 リスクに対する措置の内容	機構保存本人確認情報を随時更新している。	機構保存本人確認情報ファイルを随時更新している。	他の記載と表現を合わせるため。	
57	42	Ⅲ(3)-2-リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	成りすまし	なりすまし	表記の揺れを解消するため。	
58	42	Ⅲ(3)-2-リスク1 その他の措置の内容	カード交付申請が本人の同意なく	個人番号カード交付申請が本人の同意なく	他の記載と表現を合わせるため。	

住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書において修正すべき内容(その他、表現の適正化・明確化)

項番	該当ページ	項目	修正前の記載	修正後の記載	修正理由	備考
59	42	Ⅲ(3)-2-リスク1 その他の措置の内容	市町村でカード交付時に	市町村における個人番号カード交付時に	他の記載と表現を合わせるため。	
60	45	Ⅲ(3)-4 情報保護管理体制の 確認	(1)印刷・送付事務、申請受付事務、カード 発行事務	(1)番号通知書類の印刷及び受付並びに個人 番号カードの発行・送付に係る事務	「Ⅱ-4委託事項1」に記載した委託名称と 合わせるため。	
61	45	Ⅲ(3)-4 特定個人情報の 消去ルール	保管期間の過ぎたバックアップを	保管期間の過ぎたバックアップデータを	「バックアップ」(行為)と「バックアップデー タ」(情報)の用法を統一するため。	
62	45	Ⅲ(3)-4 特定個人情報の消去 ルール	-	体言止めの記載を修正する。	評価書の記載全体を通して平仄を整えるた め。	
63	46	Ⅲ(3)-4 委託契約書中の特定 個人情報ファイルの 取扱いに関する規定	-	体言止めの記載を修正する。	評価書の記載全体を通して平仄を整えるた め。	
64	46	Ⅲ(3)-4 委託契約書中の特定 個人情報ファイルの 取扱いに関する規定	バックアップを完全に消去する	バックアップデータを完全に消去する	「バックアップ」(行為)と「バックアップデー タ」(情報)の用法を統一するため。	
65	46	Ⅲ(3)-4 再委託先による特定 個人情報ファイルの 適切な取扱いの確保	委託先に対して、本件業務に従事する	委託先に対して、本委託事務に従事する	他の記載と表現を合わせるため。	
66	46	Ⅲ(3)-4 再委託先による特定 個人情報ファイルの 適切な取扱いの確保	再委託事業者に、本件業務に従事する	再委託事業者に、本委託事務に従事する	他の記載と表現を合わせるため。	
67	46	Ⅲ(3)-5-リスク1 具体的な方法	特定個人情報(個人番号カード管理情報) の提供を行う際に、個人番号の提供記録	特定個人情報(個人番号カード管理情報) の提供を行う際に、当該情報の提供記録	記載誤りのため。	
68	47	Ⅲ(3)-5-リスク2 リスクに対する 措置の内容	連携手段として通信の記録が逐一保存さ れ、また、連携するデータが暗号化される機 能を有する専用線を用いることにより、不適 切な方法による特定個人情報の提供を防 止する。	連携手段として通信の記録が逐一保存され る専用線を用いること、連携するデータが暗 号化される機能をシステムに実装すること により、不適切な方法による特定個人情報 の提供を防止する。	連携するデータの暗号化は、回線ではなく、 システム側の機能により実現されるため。	
69	47	Ⅲ(3)-5-リスク3 リスクに対する 措置の内容	保有する情報すべて	保有する情報全て	評価書の記載全体を通して表記の揺れを 解消するため。	
70	49	Ⅲ(3)-7-リスク3 消去手順	保管期間の過ぎたバックアップファイル <del>を</del> 消 去する。	保管期間の過ぎたバックアップデータを消 去する。	「バックアップ」(行為)と「バックアップデー タ」(情報)の用法を統一するため。	

住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務全項目評価書において修正すべき内容(その他、表現の適正化・明確化)

項番	該当ページ	項目	修正前の記載	修正後の記載	修正理由	備考
71	51	V 開示請求、問合せ ②請求方法	要領を記載し、 <u>わかりやすい</u> 説明に努めている。	要領を記載し、 <u>分かりやすい</u> 説明に努めている。	表記の揺れを解消するため。	
72	52	VI 評価実施手続 ④主な意見の内容	妥当性及び確認手法が <u>わかりにくい</u> 。	妥当性及び確認手法が <u>分かりにくい</u> 。	表記の揺れを解消するため。	